

## 整備計画書添付資料（参考）

整備計画書に添付する拳証資料は、「注意事項」等の記載のほか、次のものとする。（計画書「注意事項」等と重複している場合はご了承願います。）

### 1 用地関係

- ① 公図等（建設予定地がわかるもの）
- ② 自己所有の場合  
登記簿謄本
- ③ 新たに用地を取得する場合（贈与を含む）
  - ・ 取得予定地の登記簿謄本
  - ・ 譲渡確約書（売買予定価格等条件が記載されているもの）
  - ・ 譲渡予定者の印鑑証明書（確約書に押印されているもの）
- ④ 用地を借り入れる場合
  - 1) 地方公共団体から借入予定の場合  
地方公共団体の長の貸付確約書（貸付期間、無償・有償の別、有償の場合の金額を明示したもの）
  - 2) 地方公共団体以外の団体および個人（事業主体の理事を含む）から借入予定の場合
    - ・ 借入予定地の登記簿謄本
    - ・ 賃借確約書（貸付期間、無償・有償の別、有償の場合の金額、地上権設定等に対する相手方の同意を明示したもの）
    - ・ 貸主の印鑑証明書（確約書に明示したもの）
- ⑤ 既存の施設の敷地内に整備する場合
  - ・ 敷地、既存施設および整備計画施設の位置関係がわかる平面図
  - ・ 当該敷地が借地の場合は整備計画施設を構築することについての所有者の同意書（添付書類については④の2に準ずる）
- ⑥ 整備予定地に開発規制等がある場合  
当該規制等種類及び解除の時期（事業主体の見込みではなく所管官庁の指導・意見をふまえた時期）並びに所管官庁との交渉及び申請等の経緯・進捗状況に関する資料  
また、購入・借入予定地に抵当権等が設定されている場合は、権利関係を取りまとめたもの及び解除見込みに関する資料

## 2 建設時の資金計画

- ① 自己資金について（既存法人について）
  - ・直近の決算書（財産目録）及び預貯金等残高証明書（写し）  
積立金を取り崩す場合は、積立金の種類、金額を明らかにすること。
- ② 市町村の補助金について  
市町村長の面的整備計画採択確約書
- ③ 寄付金について
  - ・寄付予定者の寄付確約書
  - ・寄付予定者の所得（所得証明書等寄付能力）を確認できるもの  
定期預金等を寄付財源とする場合は、残高証明書及び印鑑証明書を添付すること。
- ④ 借入金（独立行政法人福祉医療機構からの借入を除く）  
金融機関の融資承諾書（金額、利率、償還期間等借入条件が記載されているもの）  
※ 金融機関等から「残高証明書」の現在日は全て同じであること。

## 3 事業計画

- ① 当該施設整備の需要（創設、増築の場合）  
高齢者人口、要介護認定者数、施設入所申込者数、利用施設における登録者数及び1日あたりの利用人員の推移、近隣地域における同施設の利用状況、潜在需要等に関する調査により具体的に推計した需要に関する資料
- ② 収支計画（創設、増築、改築の場合）  
事業年度及び開所後3年にわたる収支計画（収支について具体的な勘定科目毎に積み上げた収支計算書）
- ③ 借入金償還計画  
融資金融機関別に完済までの計画について償還財源を明示した一覧表  
借入金の償還について市町村が利子補給や元本の一部について補助する場合は当該市町村長の補助等確約書（補助等の機関及び金額を明示）
- ④ 事業計画の担保の有無  
事業が計画通りにいかなかった場合の対策（理事等の個人保証）の有無及びその内容に関する資料

#### 4 法人及び施設等の運営・経営状況

過去3年の県が実施した社会福祉法人及び老人福祉施設等に関する指導監査並びに介護保険に係る指定事業所の実地指導等により、文書及び口頭で是正・改善等の指示・指導があった事項に対する法人等の取り組み状況に関する資料を提出すること。

なお、上記指導監査、実地指導の結果に関する通知の写しを添付すること。  
(是正・改善等の指示・指導がなかった場合を含む)

また、新設法人の場合は次の書類を添付すること。

① 役員就任承諾書及び印鑑証明書

② 役員就任予定者の履歴書

③ 基本財産に対する寄付確約書

寄付予定者の所得(所得証明書等寄付能力)を確認できるもの  
定期預金等を寄付財源とする場合は、残高証明書及び印鑑証明書を添付すること。

※ 「残高証明書」の現在日は全員、全て同じ日であること。

④ 法人設立及び建設に関する役員就任予定者による会議録

#### 5 その他

既存法人の場合は、当該整備計画並びに補助協議することに関する法人理事会の議事録を提出すること。

創設、改築及び定員増・利用者増を伴う整備計画の場合は、整備予定市町村における当該施設と同種の施設の配置状況を示した市町村管内地図、建設予定地の周辺部分の地図(1/2, 500程度)を提出するとともに、近隣住民に対する整備計画に関する説明会の開催(予定)状況及びその際の住民の意見を書面で提出すること。

※「日常生活圏域」に各種介護関連の既存施設を示した図面を添付してください。